

○国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則適用者の の期末手当相当額及び勤勉手当相当額に関する規則

〔平成28年1月21日
規則第38号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則第16条の2第2項に定める期末手当相当額及び勤勉手当相当額を支給する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則（以下「年俸制給与規則」という。）が適用される教職員（以下「年俸制適用教職員」という。）のうち、年俸制給与規則を適用される以前に、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（以下「教職員給与規則」という。）第29条及び第30条の規定により期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる在職期間及び勤務期間に含まれる期間を有している者を対象とする。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第3条 期末手当相当額及び勤勉手当相当額は、教職員給与規則第29条及び第30条の規則を準用し、年俸制適用教職員となった日（以下「年俸制切替日」という。）の直前の職務の級及び号給等を基礎として、年俸制切替日以後の最初の基準日（年俸制切替日が基準日であるときはその日）を基に、当該基準日以前6箇月の期間におけるその者の教職員給与規則の適用を受けていた期間に応じて算定した額とする。

(補則)

第4条 年俸制適用教職員の期末手当相当額及び勤勉手当相当額に関し、この規則に定めのない事項については、教職員給与規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成28年1月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。